

## 大阪市条例第二十七号

大阪市理容師法施行条例の一部を改正する条例  
大阪市理容師法施行条例（平成二十四年大阪市条例第一百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(理容所について講ずべき措置)</p> <p><b>第七条 (略)</b></p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 理容所と美容所を同一施設内において開設するときは、当該理容所における作業場及び待合所と当該美容所におけるこれらに相当する場所とを区分すること。ただし、当該理容所が法第9条及び第12条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たし、かつ、当該美容所が美容師法第8条及び第13条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たす場合において、当該理容所の従業員である理容師（及び当該美容所の従業員である美容師（美容師法第2条第2項に規定する美容師をいう。）のいずれもが理容師の免許及び美容師の免許を有しているときは、この限りでない。）</p> <p>五・六 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(理容所について講ずべき措置)</p> <p><b>第七条 (略)</b></p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 理容所と美容所を同一施設内において開設するときは、当該理容所における作業場及び待合所と当該美容所におけるこれらに相当する場所とを区分すること。</p> <p>五・六 (略)</p>

## 大阪市条例第二十八号

大阪市美容師法施行条例の一部を改正する条例

大阪市美容師法施行条例（平成二十四年大阪市条例第一百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(美容所について講ずべき措置)</p> <p><b>第七条 (略)</b></p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する場所とを区分すること。ただし、当該美容所が法第8条及び第13条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たし、かつ、当該理容所が理容師法第9条及び第12条に規定する衛生上必要な措置の基準を満たす場合において、当該美容所の従業員である理容師（及び当該理容所の従業員である理容師（理容師法第1条の2第2項に規定する理容師をいう。）のいずれもが美容師の免許及び理容師の免許を有しているときは、この限りでない。）</p> <p>五・六 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(美容所について講ずべき措置)</p> <p><b>第七条 (略)</b></p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 美容所と理容所を同一施設内において開設するときは、当該美容所における作業場及び待合所と当該理容所におけるこれらに相当する場所とを区分すること。</p> <p>五・六 (略)</p>

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 附 則